

第10期

川崎市分別収集計画

令和4年6月

川崎市環境局

目 次

1	計画策定の意義.....	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	6
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	7
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込みの算定方法	8
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）	9
13	その他の事項.....	11

1 計画策定の意義

経済の発展に伴い、生活の利便性や物質的な豊かさを手にする反面、地球温暖化や資源の枯渇化など様々な環境問題が顕在化している。廃棄物の分野においても、排出量の増加による環境への負荷の増大や埋立処分場の逼迫など様々な問題が生じているところである。こうした問題を解決するためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型のライフスタイルや社会経済システムから脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至る過程で効率的な利用やリサイクルを推進することにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を構築することが急務となっている。

本市においては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、空き缶、空き瓶、ペットボトル、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装等の分別収集の取組を順次進めてきたところである。

さらに、平成28年4月には「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして」を基本理念とした川崎市一般廃棄物処理基本計画（ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン）（以下「基本計画」という。）を策定し、令和7年度までの10年間の計画として、今まで以上に、リサイクルに関する意識向上はもちろんのこと、リサイクルよりも環境負荷が少ない2R（リデュース・リユース）の取組を、市民・事業者・行政の協働で推進するとともに、「資源循環」、「脱炭素」、「自然共生」の視点を持った統合的な取組を推進していくこととしている。本計画は、基本計画に基づき、ごみの発生抑制を図るとともに、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物の一層のリサイクル推進に向け、市民・事業者・行政の役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべき方針と具体的な推進方策を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の排出の抑制及び再資源化を図り、環境への負荷が少ない「循環型社会」の構築を目指すものである。

2 計画の基本的方向

本計画は、次の基本方針のもとに、施策の展開を図るものとする。

（1）社会状況の変化等に的確に対応し、限りなくごみをつくらない社会を実現する

市で引き続き見込まれる人口増加や将来的な人口減少・少子高齢化、災害対策の強化などの社会状況の変化等に対しても的確に対応しながら、ものを大切に有効活用することによって、ごみを発生させないライフスタイルを追求し、また、それを実践することによって、限りなくごみをつくらない社会の実現を目指していきます。

（2）市民・事業者・行政の協働により“エコ暮らし”を実践し、さらに3Rを推進します

私たち一人ひとりが、地球環境の状況を考え、それぞれが市民生活や事業活動の中で、循環を基調とした生活の質の高さと環境の保全を両立させたライフスタイルである“エコ暮らし”を実践し、それを習慣化させる取組を推進していきます。

(3) 安心して健康に暮らせる快適な生活環境を守ります

地域の生活環境を守り、安心して暮らせるまちをつくるため、市民が健康的で快適な生活を送ることのできるライフラインとして、安全・安心な処理体制を確保し、適正に廃棄物の処理を行っていきます。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色の瓶、茶色の瓶、その他の色の瓶、紙パック、段ボール、ペットボトル及びプラスチック製容器包装（ペットボトルを除く）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
缶類	スチール缶 (鋼製容器包装)	3,785	3,785	3,794	3,802	3,810
	アルミ缶 (アルミニウム製容器包装)	4,685	4,683	4,693	4,701	4,710
	小 計	8,470	8,468	8,488	8,503	8,520
瓶類	無 色	5,845	5,839	5,847	5,856	5,866
	茶 色	3,191	3,188	3,192	3,197	3,202
	その他の色	4,212	4,208	4,213	4,220	4,227
	小 計	13,249	13,235	13,253	13,273	13,295
紙類	紙パック (飲料用紙製容器)	2,466	2,420	2,372	2,339	2,309
	段ボール	27,350	27,733	28,155	28,160	28,227
	その他の紙 (紙製容器包装)	3,488	3,422	3,352	3,306	3,262
	小 計	33,303	33,576	33,880	33,805	33,798
プラ類	ペットボトル	5,569	5,493	5,429	5,248	5,079
	プラスチック製容器包装 (うち白色トレイ)	34,992 238	34,761 233	35,432 228	35,287 225	35,744 222
	小 計	40,561	40,254	40,861	40,535	40,824
	合計排出量	95,582	95,534	96,480	96,117	96,437

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため次の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携する。

方策(事業名)	事業内容	効果等
1 資源集団回収事業 (奨励金制度) (報償金制度)	<p>地域のリサイクル活動として、町内会・自治会及びPTA等が取り組んでいる資源集団回収活動を奨励するため、回収量1キログラム当たり3円の奨励金を交付している。</p> <p>また、資源集団回収事業の拡充及び回収業者の支援のため、回収量1キログラム当たり紙類は古紙市況に連動した額を、布類・びん類は1円の報償金を交付している。</p> <p>なお、回収業者の育成と資質の向上を目的に川崎市資源集団回収事業連絡協議会を設置し、補助金を交付し支援している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 集団回収量 令和元年 36,863t 令和2年 36,995t 令和3年 35,974t ● 実施団体登録数(R4. 4) 1,455団体 ● 登録回収業者数(R4. 4) 81業者
2 フリーマーケットの開催	<p>ごみの減量化・リサイクルへの取組を啓発するとともに、家庭の不要品を再利用する目的で実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 開催回数(令和3年度) 未実施(市民まつり中止のため)
3 適正包装の推進指導	<p>中元・歳暮時期の年2回、デパート・スーパー・商店会等に対し過剰包装の自粛に向けた協力を要請している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 配布先(令和3年度) 約2,000店舗
4 エコショップの認定	<p>環境に配慮し、廃棄物の減量化及び資源化等に積極的に協力する商店・商店街等をエコショップとして認定している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定店舗等(令和3年度) 535店舗(3商店街含む)
5 社会科副読本「くらしとごみ」の作成	<p>環境教育の一環として、市内の主に小学4年生を対象に社会科副読本「くらしとごみ」を作成配布し、廃棄物事業やごみ減量化・リサイクルの大切さの理解を促進している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学生用 14,000冊 ● 教員用手引き 600冊 (令和3年度)
6 「資源物とごみの分け方・出し方」の作成	<p>ごみの減量やリサイクルの推進に向けた普及啓発を推進するとともに、ごみの出し方のルール・マナーの徹底を図るため、分別収集の日程等を記載した「資源物とごみの分け方・出し方」を作成し、主に転入者に配布している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 11万3千枚(令和3年版)

方策(事業名)	事業内容	効果等
7 環境教育・環境学習の促進	<p>ごみ問題に意欲と関心のある市民の方々と連携しながら、さまざまな環境教育や環境学習の場の拡大を図る。</p> <p>【出前ごみスクール】 小学校などでごみの減量リサイクルの体験学習を行う。</p> <p>【ふれあい出張講座】 自治会や町内会などのイベントで体験学習などを行う。</p> <p>【エコ・クッキング】 ごみの発生しない料理方法について体験学習などを通じ普及を図る。</p>	<p>● 開催回数</p> <p>【出前ごみスクール】 令和元年度実施 135校 令和2年度実施 186校 令和3年度実施 159校</p> <p>【ふれあい出張講座】 令和元年度実施 120団体 令和2年度実施 13団体 令和3年度実施 53団体</p> <p>【エコ・クッキング】 令和元年度実施 1回 令和2年度実施 1回 令和3年度実施 3回</p>
8 グリーン購入の促進	<p>ごみの発生が少ない製品やリサイクル可能な製品、環境への負荷の少ない製品を積極的に購入し利用するグリーン購入の拡大に向けた普及啓発を促進する。</p> <p>川崎市グリーン購入推進方針に基づいて、市自らがグリーン購入を促進する。</p>	
9 廃棄物減量指導員制度	<p>市民、事業者、市とのパイプ役、廃棄物の減量化、資源化、ごみの分別排出の指導及び快適な生活環境を保全するための地域社会のリーダーとしての役割を担う。</p>	<p>● 指導員数(令和3年度) 1,825人</p>
10 拠点回収・店頭回収の実施	<p>市民の利便性の向上を図り、資源化を図るため、資源物等の拠点回収や店頭回収の充実を推進する。</p>	<p>● 拠点回収量 令和3年 小型家電 11,184kg 古着類 107,334kg 牛乳パック 1,192kg 蛍光管 331kg(2,280本)</p>

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	分別収集の実施時期				
		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
スチール缶 (鋼製容器包装)	空き缶					
アルミ缶 (アルミニウム製容器包装)						
無色の瓶	空き瓶					
茶色の瓶						
その他の色の瓶						
紙パック (飲料用紙製容器)	紙パック					
段ボール	段ボール					
ペットボトル	ペットボトル					
プラスチック製容器包装 (ペットボトルを除く)	プラスチック製 容器包装					

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

(単位：t／年)

年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール缶 (鋼製容器包装)	3,583		3,587		3,600		3,611		3,621	
アルミ缶 (アルミ製容器包装)	4,364		4,368		4,385		4,397		4,410	
小計	7,947		7,955		7,985		8,008		8,031	
無色の瓶	(合計) 5,374		(合計) 5,376		(合計) 5,394		(合計) 5,409		(合計) 5,425	
	(引渡) 0	(独自処理) 5,374	(引渡) 0	(独自処理) 5,376	(引渡) 0	(独自処理) 5,394	(引渡) 0	(独自処理) 5,409	(引渡) 0	(独自処理) 5,425
茶色の瓶	(合計) 2,934		(合計) 2,935		(合計) 2,945		(合計) 2,953		(合計) 2,961	
	(引渡) 0	(独自処理) 2,934	(引渡) 0	(独自処理) 2,935	(引渡) 0	(独自処理) 2,945	(引渡) 0	(独自処理) 2,953	(引渡) 0	(独自処理) 2,961
その他の色の瓶	(合計) 3,872		(合計) 3,874		(合計) 3,887		(合計) 3,898		(合計) 3,909	
	(引渡) 0	(独自処理) 3,872	(引渡) 0	(独自処理) 3,874	(引渡) 0	(独自処理) 3,887	(引渡) 0	(独自処理) 3,898	(引渡) 0	(独自処理) 3,909
小計	(合計) 12,179		(合計) 12,186		(合計) 12,225		(合計) 12,260		(合計) 12,295	
	(引渡) 0	(独自処理) 12,179	(引渡) 0	(独自処理) 12,186	(引渡) 0	(独自処理) 12,225	(引渡) 0	(独自処理) 12,260	(引渡) 0	(独自処理) 12,295
紙パック	19		19		20		20		20	
段ボール	16,991		17,569		18,198		18,342		18,538	
ペットボトル	(合計) 5,094		(合計) 5,026		(合計) 4,972		(合計) 4,798		(合計) 4,635	
	(引渡) 2,547	(独自処理) 2,547	(引渡) 2,513	(独自処理) 2,513	(引渡) 2,486	(独自処理) 2,486	(引渡) 2,399	(独自処理) 2,399	(引渡) 2,317	(独自処理) 2,317
プラスチック製容器包装 (ペットボトルをのぞく)	(合計) 14,940		(合計) 15,084		(合計) 16,157		(合計) 16,283		(合計) 16,988	
	(引渡) 14,940	(独自処理) 0	(引渡) 15,084	(独自処理) 0	(引渡) 16,157	(独自処理) 0	(引渡) 16,283	(独自処理) 0	(引渡) 16,988	(独自処理) 0
合計	(合計) 57,170		(合計) 57,840		(合計) 59,558		(合計) 59,711		(合計) 60,507	
	(引渡) 17,487	(独自処理) 39,683	(引渡) 17,598	(独自処理) 40,242	(引渡) 18,643	(独自処理) 40,914	(引渡) 18,682	(独自処理) 41,029	(引渡) 19,306	(独自処理) 41,201

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= 1 \text{ 人 } 1 \text{ 日あたり排出量} \times \text{組成比率} \times \text{人口} \times \text{年間日数} \times \text{協力度}$$

- ・人口は「将来推計人口推計調査」（令和4年2月、川崎市）をもとに設定
- ・組成比率は、令和3年度普通ごみ組成調査結果等をもとに設定
- ・協力度は過去の分別収集開始時の実績及び政策等におけるごみ減量率などをもとに設定

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収 集 ・ 運 搬 段 階	選別・保管 等 段 階
金属	スチール缶	空き缶	民間業者による収集運搬	民間業者
	アルミ缶			
ガラス	無色の瓶	空き瓶	民間業者による収集運搬	民間業者
	茶色の瓶			
	その他の色の瓶			
紙類	紙パック (飲料用紙製容器)	紙パック	住民団体による集団回収 及び公共施設拠点回収	民間業者
	段ボール	段ボール	住民団体による集団回収 及び公共施設拠点回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	民間業者による収集運搬	民間業者
	プラスチック製容器包装 (ペットボトルを除く)	プラスチック製容器包装	民間業者による収集運搬	民間業者

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収 集 容 器	収 集 車	中 間 処 理
スチール缶	空き缶	透明・半透明ポリ袋 (ペットボトルと一括)	ロードパッカー車	資源化处理施設 (選別・圧縮施設)
アルミ缶				
無色の瓶	空き瓶	空き瓶収集容器	平ボディー車	
茶色の瓶				
その他の色の瓶				
ペットボトル	ペットボトル	透明・半透明ポリ袋 (空き缶と一括)	ロードパッカー車	
プラスチック製容器包装（ペットボトルを除く）	プラスチック製容器包装	透明・半透明ポリ袋	ロードパッカー車 (圧縮車)	

※紙パック、段ボールは資源集団回収制度を活用し、既存民間業者の施設を利用する。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

容器包装リサイクル法における分別収集の実施方策は、前述のとおりであるが、次のような関連の方策についても実施している。

(1) 川崎市環境審議会

審議会は、「川崎市環境基本条例」に基づき市民（団体代表、公募）・学識経験者による、30名以内の委員で構成され、諮問に応じて審議を行う。

なお、廃棄物の処理及び再生利用等に関する重要事項については、廃棄物部会において調査審議する。

(2) 川崎市廃棄物減量指導員制度

「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」に基づき、平成6年4月に「川崎市廃棄物減量指導員」制度を設けた。

指導員は、ごみの減量や資源化の推進に向けた地域のリーダー役及び市とのパイプ役として活動しており、現在約1,825名である。

(3) ごみゼロカフェ

平成27年度まで開催していた「川崎市ごみ減量推進市民会議」において、市民会議を廃止し、ごみ問題に関心のある様々な年代の市民や事業者など多様な主体が参加し、意見交換する新たな市民参加の取組が提案された。この提案を受け、新たな取組として「ごみゼロカフェ」を開催し、一般廃棄物処理基本計画が掲げる「エコ暮らし」について意見交換する。

(4) 資源集団回収

ごみの減量だけでなく費用対効果の面でも有効な事業であるため、ごみの減量とリサイクルの推進に向け、回収頻度・回収拠点等の増加、新規団体の登録促進、効果的な広報活動による情報提供の充実など、活動の活性化と充実を図る。

(5) 処理原価の算出

廃棄物の処理に関する事業を能率的に運営し、社会経済的に効率的な事業執行状況であるか確認する見地から、その事業成果と投入コストを比較衡量し、事業の費用対効果を検証する。

13 その他の事項

紙製容器包装を含むミックスペーパーの収集について以下のとおり計画するものとする。

ミックスペーパーの収集見込み量

(単位：t／年)

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ミックスペーパー (うち紙製容器包装)	12,631 (5,036)	13,389 (5,338)	14,147 (5,641)	14,546 (5,800)	14,945 (5,959)